

第 10 章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(危険品の適用除外の物品)

第 307 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第 308 条 旅客は、第 309 条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であつても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等）

第308条の2 前条第1項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第1項に規定する制限内であつて、かつ、3辺の最大の和が160センチメートルを超える物品（ただし、前条第2項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、当社が特に認めたときは、第312条の規定にかかわらず、旅客の1回の乗車ごとに持込手数料1,000円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券（満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。）にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。

3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、次の各号の1に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。

(1) 第284条第1項第1号ただし書又は同条同項第2号の規定により、無貨送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき

(2) 第285条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき

(3) 第289条第1項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき

4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。

(東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等)

第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。

2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物(猛獣及びへびの類を除く。)であって、次の各号に該当するものは、第 308 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。

(普通手回り品切符)

第 310 条 第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第 1 種 専用切符

内容省略

第 2 種 共用切符

内容省略

(普通手回り品切符の効力等)

第 311 条 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第 2 項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入銕を受けた後、当該有料手回り品にくくりつけておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、い

いつでもこれを呈示する。

(持込手数料に係る証票)

第 311 条の 2 第 308 条の 2 第 2 項の規定により持込手数料を支払って、同条第 1 項に規定する物品を車内に持ち込んだ旅客に対しては、これを証明する証票を交付するものとし、その様式は別に定める。

- 2 前項の規定による証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示するとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。
- 3 旅客は、持込手数料について、払いもどしを請求することはできない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則（昭和 62 年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。

- (1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき

当該物品 1 個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第 1 項第 3 号アの規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

- | | |
|-----------|---------------------|
| イ 火薬類 | 1 キログラムについて 1,000 円 |
| ロ その他の危険品 | 1 キログラムについて 300 円 |

- (2) 第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃（持込物品が 2 個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。）及びその 2 倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無貨運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限って収受する。

- (3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
前号の規定を準用する。

- 2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。

- (1) 前項第 1 号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。
- (2) 前項第 2 号のときは、旅客が当該新幹線の特別急行列車に乗車した駅（乗車した駅が判明しないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間。

(3) 前項第3号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間。

3 着駅において、旅客が第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前2項の規定を準用する。

（持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置）

第313条 旅客が、第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

2 前項の規定による荷物運賃及び増運賃は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間を運送するものとして計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していないときは、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間を運送するものとして計算する。

（旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置）

第314条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第312条第1項第1号の規定を準用する。

（新幹線にかかる場合の相当小荷物運賃の特則）

第314条の2 前3条の規定により相当小荷物運賃を計算する場合において、手回り品を持ち込み若しくは持ち込もうとした列車又は物品の無賃運送を図った列車が、新幹線の特別急行列車であるときは、相当小荷物運賃の30割増に相当する額を相当小荷物運賃とみなして計算するものとする。

2 前項の場合において、新幹線とその他の区間とにまたがって相当小荷物運賃を計算するときは、それぞれの区間についての相当小荷物運賃を合算したものとする。

（手回り品の保管）

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

（準用規定）

第316条 手回り品に関する容積及び荷物運賃の計算並びに荷物運賃及び増運賃を収受する場合の証票については、別に定めがある場合を除いて、荷物規則の定めを準用する。